

規 則

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県感染症診査協議会規則（平成十五年埼玉県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四人」を「五人」に改める。

第八条第二項中「には」を「については」に改め、「委員」の下に「の承認を受け、又は当該委員」を加える。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の埼玉県感染症診査協議会規則の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、改正後の同規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の同規則第三条第一項本文の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までとする。